令和３年３月１２日

別　紙

要配慮者等への支援に関する意見と回答

１　要配慮者支援に係る取り組み状況（報告資料１）に関する質問

　⑴　避難行動要支援者名簿に関するもの

|  |
| --- |
| 質問１　避難行動要支援者の安否確認の担当は、民生委員さんや自治会の方でしょうか。その方たち1人が受け持つ要支援者は何人でしょうか。また、避難行動要支援者名簿に記載している個人情報等の保護についてはどのような対応をされていますか。 |

　　　質問１への回答

　　　　　　災害時に避難行動要支援者の避難支援や安否確認が円滑に行えるよう、地域への情報提供に同意した避難行動要支援者の方の名簿情報を、民生児童委員や避難支援にご理解いただいた社会福祉連絡協議会等に提供を行い、日ごろの見守りや避難訓練等にご活用いただいております。

民生児童委員には１人当たり平均で約120人の名簿情報を提供しておりますが、社会福祉連絡協議会等では、担当者を決めず自主防災会全体で支援をすることとし、１人当たりの受け持つ要支援者を決めていないところもあるため、把握できておりません。

なお、名簿情報の提供を受けた避難支援関係者は災害対策基本法により秘密保持義務が課せられていることから、社会福祉連絡協議会等へ名簿情報を新たに提供する時又は年１回の交換時に、個人情報の取扱等を丁寧に説明するとともに、個人情報の取扱における留意事項を記載した「取扱確認書」を提出していただくなど、適正に管理していただくよう取り組んでおります。

|  |
| --- |
| 質問２　専門職の方々の研修や、管理システムの導入など新規に体制づくりが進んでいるようですが、具体的に今後どのようにマイ避難プランができていくのでしょうか。 |

　　　質問２への回答

　　　　　　今年度は個別支援計画（マイ避難プラン）の効果的な作成手法を検討するため、４つの自主防災会（社会福祉連絡協議会）をはじめとする計５地区でモデル的に作成を進めることとしています。

個別支援計画の対象者については、今年度導入した避難行動要支援者管理システムを活用して、浸水想定区域にお住まいの独居の要介護度の高い高齢者や重度障害者など災害リスクの高い人を把握し、ご協力いただける自主防災会やケアマネジャー等の福祉専門職などの支援関係者と協議して、選定してまいります。

また、個別支援計画の作成にあたっては、要支援者本人やそのご家族、支援関係者で、地域での防災の理解を深める勉強会や計画作成会議を実施し、対象者の心身の状況や生活環境に合わせた個別支援計画を作成するといった流れを想定しております。

|  |
| --- |
| 質問３　「位置情報を可視化が行えるシステム」とあります。何か発信器のようなものを配付するのか、全く別の方法なのか？私の親世代は、携帯やスマホを持たない方は、「持ち歩く」ことすら億劫であったり、忘れたりということが多いので、どのようなシステムなのか。またどのようにコスト的な問題や、紛失などの課題をクリアされているのかが知りたいです。  　　　　あとは、位置情報は誰が知れ（見ることができ）て、誰がヘルプに行くのでしょうか？高齢者はささいなことをきっかけにADLの変化（主に低下）があります。どのように福祉専門職と関わっていくのか、プランの見直しの頻度はどのくらいのペースで行うのかなどが気になります。 |

　　　質問３への回答

　　　　　　今年度導入する避難行動要支援者管理システムは、日ごろから地域住民による見守りや避難行動要支援者名簿の地域への提供、個別支援計画の作成支援、災害時の避難支援に活用するために、本庁や避難行動要支援者の避難支援に携わる各地域振興センター、南部・北部保健福祉センター、保健所の10カ所に設置するものです。

そのため、平時は本市職員が活用することを基本としておりますが、災害時においては、他の自治体等から派遣される応援者等が活用することも想定しております。

また、個別支援計画の作成には、当事者や支援にご協力いただく自主防災会、福祉専門職の負担や支援関係者との役割の整理など、様々な課題があると認識しております。そのため、令和２年度は、５地区において避難行動要支援者管理システムを活用し、個別支援計画を試行的に作成する中で、課題の洗い出しやその対応、効果的な策定手法について検討することとしております。

　⑵　福祉避難所に関するもの

|  |
| --- |
| 質問４　福祉避難所のマニュアルについては38施設指定のうち4施設だけしか作成できていません。マニュアルとはどういう基準があるのでしょうか。  肢体不自由児者も医療的ケアの必要な人が増えています。一般の指定避難所へ避難しても障害の特異性を理解、考慮しての対応ができるのでしょうか。「指定避難所には行けない」「他の人達に迷惑をかける」「精神的苦痛が辛い」という意見があります。命を守ることはとても難しいと思います。障害者施設、特別支援学校が福祉避難所に指定されました。重度な障害者にとっては平時から利用している施設が一番安心な場所です。災害時にはこのような福祉避難所にいち早く受け入れてもらえるようお願いします。  神戸市では災害時、特に配慮が必要な高齢者や障害者らを受け入れる「基幹福祉避難所」というのがあるようです。災害発生直後に自主的に開設し、いち早く対象者を受け入れる。災害時に受け入れやすいよう、平時は「要援護者支援センター」として見守り拠点となっているようです。政令都市、中核市、関係なく、大切な命を守るため、是非、尼崎市においても福祉避難所の在り方を検討していただきたいと思います。 |

　　　質問４への回答

　　　　　　福祉避難所のマニュアルについては、各施設のＢＣＰとの整合性を図る必要があるほか、施設ごとに設備等も異なることから、本市が作成した「福祉避難所開設運営マニュアル作成手順書」を参考として、各施設の状況に応じたマニュアル作成をお願いするとともに、その作成支援に取り組んでおります。

また、本市では避難行動要支援者数に対して福祉避難所の受入人数には限界があることや、指定施設が被災し利用できないことも想定されることから、福祉避難所を二次避難所とし、まずは小学校等の身近な指定避難場所に避難していただくこととしております。

神戸市におきましても、本市と同様に基幹福祉避難所の受入可能人数に課題があることから、昨年度に有識者会議で議論を行い、令和２年度から、通常の福祉避難所と同様に一般の避難所に避難後、区役所の保健班が２次的な避難先を決める方法に改められております。

引き続き、福祉避難所の拡充に努めるとともに、今後内閣府において令和３年に改定予定の「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」等を踏まえ、福祉避難所への避難の在り方について、災害時要援護者支援連絡会等を通じて、検討を進めてまいります。

|  |
| --- |
| 質問５　特別養護老人ホームとして、下記の内容が求められている。  「近隣住民施設、消防機関との連携　火災時の救助要員や非常時の一時収容場所の確保などに備え、近隣の施設や医療機関との相互間の連携を図るとともに、地域住民やボランティア組織とも日常の連携を密にし、応援や協力体制を確保するよう努めていますか。（合同避難訓練の実施等）」  コロナ禍が、鎮静すれば、合同避難訓練を実施したいので、行政でご支援いただけないでしょうか。その際に、福祉避難所の開設や簡易居住スペースの設置等の訓練も出来ればと考えております。是非、ご協力お願いいたします。実現出来そうなら、尼崎市特養施設長会の全面協力を求めます。 |

　　　質問５への回答

　　　　　　訓練の実施内容のご相談など、防災活動の支援は随時、当課で行っておりますので、改めてご相談いただければ幸いです。

|  |
| --- |
| 質問６　県立尼崎小田高校の取り組み、新聞掲載の記事を読みました。大変すばらしい活動だと思いますが、高齢者、障害者（視覚、難聴、身体、知的、精神、難病）の当事者の方の参加もあったのでしょうか。  福祉避難所についての課題、問題点等、具体的に報告お願いします。 |

　　　質問６への回答

県立尼崎小田高校のイベントのため当事者の方の参加者数を把握することはできませんが、会場には地域の高齢者等の要配慮者の方々も参加されていたことは把握しております。

また、福祉避難所についての課題ですが、本市の福祉避難所については、新型コロナウイルス感染症の重症化リスクの高い高齢者等が利用する特別養護老人ホーム等の民間施設が半数以上を占めておりますが、災害時に協力を得ることが困難な場合や、感染防止のためのゾーニングやパーティション設置等により、当初予定していた受入可能人数が大幅に減るといったこと等が想定されます。

今年度は市の子どもの育ち支援センター「いくしあ」や「ユース交流センター」の２施設を新たに指定するとともに、引き続き、施設を所有されている民間事業者等に働きかけるなど、福祉避難所の拡充に努めております。

２　避難所における新型コロナウイルス対策（報告資料２及び３）に関する質問

|  |
| --- |
| 質問７　全体像と避難所運営①を比べると①の図に付け加えた方がよい項目があるのではと思い記入して別紙FAXいたします。 |

質問７への回答

頂いたご意見を参考に、誰もがより簡単に理解でき、実践できるような内容になるよう努めてまいります。

|  |
| --- |
| 質問８　避難所開設準備品として「避難所開設BOX」を作り、アルコール、使い捨て手袋、体温計、マスク、フェイスシールド、使い捨て防護エプロン、ティッシュ、ビニール袋、受付名簿、健康チェックリスト、注意事項のチラシ、ノート、鉛筆、ペン、テープなどを入れ事前準備する。 |

　　　質問８への回答

　　　　　　避難所開設準備品として、避難所での感染症対策で必要となる消毒用アルコールや非接触体温計等の物品を一式として準備しております。

|  |
| --- |
| 質問９　事前準備①の収容人数の考え方でスペースのサイズを記入していますが、実際どのくらいの人数を確保できるのか？ |

　　　質問９への回答

避難者の身体的距離を確保した場合、受け入れ可能な避難者数は2万5千人ほどになるとの試算もありますが、実際には災害の状況や避難所そのものの被害などによって避難先や避難所内のスペース等は変動すると考えております。

そうしたことから、少しでも多くの避難者を適切に受け入れることができるよう、避難者同士の身体的距離が確保できない場合に備えたパーティションの備蓄や、世帯単位で居住区画を設けるといった避難所における対策に加え、「在宅避難」や「お知り合い避難」、「ホテル避難」といった必ずしも指定避難場所への避難を前提としない多様な避難方法の普及・啓発に取り組んでいるところです。

３　その他

　　特に尼崎市としての回答を求めているわけではなかったが、次のような意見もあった。

これらについては、特定の所管課に回答を求めるのではなく、全員が問題意識や心構えとして認識しておく事項であることから、委員間で意見を共有するものとする。

|  |
| --- |
| 参考意見１　市内の避難場所となっている学校が老朽化し、もしもの事態が起こった際に、高齢者や障がい者にとって厳しい状況であろうなと思います。  未だに和式トイレが主であったり、オムツ交換のできる場所がなさそうなトイレや、洋式といえど車椅子の入るスペースの設けられていないトイレなど・・・。トイレだけでも気になることはたくさんあります。  市内の小中学校の全館に、ようやくエアコンが導入されましたので、こうしたこところにも少しずつでも着手していただけると心強いです。 |

|  |
| --- |
| 参考意見２　援護、誘導を行う者は実際の場面を考慮してみると緊急避難時の精神面での負担は想像以上である。変化に伴う対応力、思考力、判断力そして行動力をよく学習しておく必要がある。 |

|  |
| --- |
| 参考意見３　専門的知識を習得しておく必要。現状では感染者は増加する一方。まずワクチンを願いたい。マスク、手洗い、歯磨き、うがい、消毒でおさめるだけでは苦しい。 |

以上